(6) 確認特定警備従事者は、携帯時を除き、船長に小銃等の保管を委託しなければならないこととし、船長による保管方法等について定めることとした。（第一六条第一項及び第二項関係）

(7) 特定日本船舶内において小銃等が亡失した場合における所要の規定を設けることとした。（第一六条第三項及び第四項関係）

(8) 国土交通大臣は、認定船舶所有者に対し、危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一七条関係）

(9) 認定船舶所有者に対し、記録簿の保存等について所要の規定を設けることとした。（第一八条関係）

(10) 特定警備の実施後初めて本邦の港に入港をしようとする特定日本船舶は、小銃等が存在しないことについて国土交通大臣の確認を受けた後でなければ、本邦への上陸等をしてはならないこととした。（第一九条関係）

(11) 認定計画に係る特定警備等について、他の法令の適用除外を定めることとした。（第二〇条関係）

6　雑則

報告の徴収、立入検査及び国土交通省令への委任について、所要の規定を設けることとした。（第二一条～第二三条関係）

7　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。（第二四条～第二七条関係）

8　附則

(1) この法律の施行状況に関する検討規定を設けることとした。（附則第二項関係）

(2) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第三一三号）（国土交通省）

1　指定区間内の国道に係る占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（内閣府本府）

1　平成二五年一〇月一五日及び同月一六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る激甚災害に対し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

電気事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十四号

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一編　総則（第一条・第二条）
第二編　電気事業
　第一章　事業の許可等（第三条―第十七条）
　第二章　業務
　　第一節　供給（第十八条―第二十七条）
　　第二節　広域的運営
　　第一款　電気事業者相互の協調（第二十八条）
　　第二款　卸供給事業者等の届出（第二十八条の二・第二十八条の三）
　　第三款　広域的運営推進機関
　　第一目　総則（第二十八条の四―第二十八条の九）
　　第二目　会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）
　　第三目　設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）
　　第四目　管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）
　　第五目　総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）
　　第六目　業務（第二十八条の四十―第二十八条の四十六）
　　第七目　財務及び会計（第二十八条の四十七―第二十八条の五十）
　　第八目　監督（第二十八条の五十一）
　　第九目　雑則（第二十八条の五十二）
　　第四款　供給計画（第二十九条）
　　第三節　監督（第三十条―第三十三条）
　第三章　会計及び財務（第三十四条―第三十七条）
第三編　電気工作物
　第一章　定義（第三十八条）
　第二章　事業用電気工作物
　　第一節　技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）
　　第二節　自主的な保安（第四十二条―第四十六条）
　　第三節　環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）
　　第四節　工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）
　　第五節　承継（第五十五条の二）